

答 申

第1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年8月31日付4河第162号で行った公文書不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和4年7月24日付けで、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

二級河川相浦川にある川谷ダムに関し、平成9年度から13年度の5ヵ年計画で、川谷ダム再開発の予備調査等を実施している事実がある。そこで、その予備調査と検討結果が分かる文書の全部（以下「本件文書」という。）。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和4年8月31日付けで、「平成9年度から13年度における報告書等については、業務から年数が経過しており、文書を保管していないため。」として本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和4年9月21日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 令和4年7月24日付で二級河川相浦川にある川谷ダムに関し、県が平成9年度から13年度の5ヵ年計画で、川谷ダム再開発の予備調査等を実施している事実があることから、当該予備調査と検討結果が分かる文書の全部について公文書開示請求を行ったところ本件処分を受けた。

(2) 公文書不開示決定通知書によると、「公文書を保有していない理由」を、「平成9年度から13年度における報告書等については、業務から年数が経過しており、文書を保管していないため」と説明する。

しかし、「業務から年数が経過しており、文書を保管していない」というのみでは具体性を欠いており、不明確かつ不十分な説明のため理由不備の謗りは免れないから、不当かつ違法である。

(3) 確かに、本件文書は現時点で業務から20年以上が経過している。公文書の保存、廃棄等に係る規定等に照らせば、「文書を保管していない」ことはあり得ることまで否定するものではない。

しかし、「公文書を保有していない理由」を保存、廃棄の規定等に即した具体的な説明を欠いているのは、公文書開示事務処理のあり方として杜撰過ぎるのではないか。なぜなら、「業務から年数が経過している」というが、保存期間は何年なのか、保存期間が経過したのはいつか、当該文書が廃棄されたのはいつか等々の、「文書を保管していない」具体的な説明は欠かせないはずだからである。

(4) 因みに、審査請求人は、処分庁に対する公文書開示請求に関し、40年以上経過した公文書を開示された経験を有している。その公文書は現に手元に保有しているが、2例を示す。

- ・ 文書名：佐々町東部かんがい水利権が初めて設定されたときの許可申請書
開示請求書の作成年月日：2012（平24）年4月2日
開示文書の作成年月日：1971（昭46）年5月29日
- ・ 文書名：川棚川（15件）、小森川（29件）、相浦川（20件）、佐々川（20件）に係る合計84件の河川法第88条の規定による届出書
開示請求書の作成年月日：2010（平22）年8月28日
開示文書の作成年月日：殆どは1967（昭42）年中（多数につき詳細省略）

(5) 上記2例の事例から、処分庁の「業務から年数が経過しており」「文書を保管していない」とするだけで良しとする本件の公文書開示事務を俄かに信じ難く、不審に堪えない。つまり、対象文書の存否について「探索」は十分に行わ

れたのか、有るものを無いとしていないか等、処分庁に対する疑念を禁じ得ないのである。

もしそうであれば、本件処分における「公文書を保有していない理由」は、重要な説明責任の欠如が明らかであるばかりか虚偽説明の疑いすらある。

よって、本件審査請求を提起した。

(6) 反論書における主張

ア 「原処分を妥当とする理由」については、「不存在」の根拠となる長崎県文書取扱規程第 51 条が示されたことから、これを了とする。

イ 条例第 11 条第 2 項該当性について、処分庁は、理由付記の不備を認め、不備は補正されたから、理由付記の不備をもって本件処分を不当かつ違法とした審査請求人の主張は、これを撤回する。

また、経験を根拠に処分庁に対する疑念等を表明したことについても、これを撤回する。

ウ なお、処分庁の言われる「水利権関係の許可申請書等の文書については、河川管理上、永年必要と判断し保存している」との取扱いについては、かくあるべき事務処理であると全面的に賛同する。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張する原処分を妥当とする理由は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件文書は、長崎県文書取扱規程（昭和 38 年長崎県訓令第 13 号）第 51 条の 10 年保存に属する文書(3)許可、認可、登録、協議、委任、委託、契約、設計等に関する文書で重要なものに該当するものであり、保存期間満了後廃棄処分したため、現在、本件文書を保有しておらず、条例第 11 条第 2 項に該当し、不開示決定（公文書不存在）とした。

2 審査請求の趣旨及び理由について

審査請求人は、本件処分を妥当と判断する理由である「業務から年数が経過しており、文書を保管していないため」に対し、具体性を欠いており不明確かつ不十分な説明であり、不当かつ違法である旨主張する。

理由付記については不備を認め、前記 1 のとおり補正する。しかし、理由付記の不備をもって直ちに本件処分が違法であり、取り消すべきものとは認められない。

また、審査請求人は、40 年以上経過した公文書が開示された経験を示し、有る

ものを無いとしていないか等、処分庁に対する疑念を禁じ得ず、虚偽説明の疑いすらある旨主張するが、審査請求人が示した水利権関係の許可申請書等の文書については、河川管理上、永年必要と判断し保存していたため、開示を行ったものであり、本件とは保存期間が異なるものである。

したがって、虚偽の事実はなく、審査請求人の主張は当たらない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

条例第11条第2項では、実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない旨定めている。

3 本件文書の保有の有無について

(1) 川谷ダム再開発計画（平成9年度から13年度の5ヵ年計画）について

本件文書は、二級河川相浦川にある川谷ダムに関し、川谷ダム再開発に係る予備調査と検討結果が分かる文書である。

当審査会において、川谷ダム再開発計画について、実施機関に確認したところ、以下のとおりであった。

川谷ダム再開発計画は、相浦川において、災害発生の防止、軽減や河川環境の保全、整備を行うために計画する河川整備方針の検討において、既存の川谷ダムを再開発（ダムの嵩上げ）することにより、治水機能を持たせ、下流に対して洪水調節を行い、洪水被害を防ぐという計画案である。

平成13年9月に相浦川水系の河川整備方針が策定されたが、その中で経済性等の比較から、河川改修を行うことで洪水被害を防ぐ計画となっており、ダム

の再開発は行わないこととなっている。

川谷ダム再開発計画自体が消滅したことから、平成9年度から13年度に検討した川谷ダム再開発に係る資料については、長崎県文書取扱規定に基づき、10年の保存期間を経過して廃棄処分しており、現在では残っていない。

(2) そうすると、本件文書は、平成13年度の段階で消滅した計画に係る資料ということになり、10年の保存期間満了後廃棄処分したため現在は残っていないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。

したがって、実施機関がこれを不開示決定（公文書不存在）とした本件処分は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

実施機関自身も認めているところであるが、本件処分における理由付記については、もう少し丁寧に具体的な記載に努めていただきたい。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和5年3月14日	・実施機関から諮問書を受理
令和5年4月18日	・審査会（審査）
令和5年5月19日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和5年6月19日	・審査会（審査）
令和5年6月23日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
久部 香名子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長